

第144回 定時株主総会招集ご通知

2018年1月1日～2018年12月31日

開催日時

2019年3月28日（木曜日）午前10時
（午前9時に開場いたします。）

開催場所

東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）
7階イベントホール

目次

■第144回定時株主総会招集ご通知	1
■事業報告	4
■連結計算書類	31
■計算書類	33
■監査報告	35
■株主総会参考書類	39
第1号議案 剰余金処分の件	39
第2号議案 定款一部変更の件	40
第3号議案 取締役9名選任の件	41
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	46
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	48
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する 対応策（買収防衛策）更新の件	49

株 主 各 位

東京都品川区東大井五丁目23番37号
三菱鉛筆株式会社
代表取締役社長 数 原 英 一 郎

第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年3月27日（水曜日）午後5時10分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年3月28日（木曜日）午前10時（開場 午前9時）
2. 場 所 東京都品川区東大井五丁目18番1号
品川区立総合区民会館（きゅりあん）7階イベントホール
（本冊子末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第144期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第144期（2018年1月1日から2018年12月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

○本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載いたしておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表が含まれております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.mpuni.co.jp/ir/index.html>

○事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席



開催日時

2019年3月28日（木曜日）
午前10時
（開場 午前9時）

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

- ・資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願いいたします。
- ・代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。

書面による議決権行使

行使期限

2019年3月27日（水曜日）
午後5時10分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

インターネットによる議決権行使

行使期限

2019年3月27日（水曜日）
午後5時10分まで



「インターネットによる議決権行使のご案内」（3ページ）をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

【複数回行使された場合の議決権の取り扱い】

書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ウェブ行使
当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>



バーコード読み機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合があります。

議決権行使期限：2019年3月27日（水曜日）午後5時10分まで

STEP 1 議決権行使サイトへアクセス

<https://www.web54.net>

クリック

STEP 2 ログインする

議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

STEP 3 パスワードを入力する

パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 ※受付時間 9:00～21:00
(年末年始を除く)

(添付書類)

事業報告

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に個人消費は底堅く推移し、また企業業績においても回復の兆しが見えていたものの、その後の自然災害の影響などから景況感は悪化し、加えて日経平均株価も年末にかけ低調に推移するなど、一時の力強さを欠く状況となりました。一方、海外に目を向けると、米国トランプ政権下における移民問題や保護主義姿勢の台頭に加え、中国との貿易摩擦への懸念によって、世界経済の先行きへの不透明感を払拭できない状況で推移いたしました。

当社グループが属しております筆記具業界におきましては、お客様の多様なニーズやライフスタイルに合った商品がますます求められる環境下において、主要メーカー各社の個性溢れる商品導入の勢いも踊り場の局面を迎えつつあります。また、インターネットを通じた流通の変化によって、お客様の商品購入の在り方が変容しつつあり、柔軟な対応力やスピード感をもって開発や販売活動に取り組み続けなければ競争に取り残されかねない厳しい市場環境が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「最高の品質こそ最大のサービス」という社是のもと、お客様が潜在的に抱えるニーズを具現化し、お客様の「かく（書く／描く）」行為に喜びや驚きといった彩りを添えることができるような商品開発に取り組んでまいりました。オフィスを始めとするあらゆる場面における大人の筆記環境をサポートするために『なめらかボールペン』市場を牽引する油性ボールペン「ジェットストリーム」の「プライム」シリーズの拡充に努めるとともに、ウイスキーの樽材を再利用した「ピュアモルト」シリーズに「ジェットストリーム」リフィルを搭載した新製品を発売いたしました。また、学生を中心に支持を得ているシャープペンシル「クルトガ」と「アドバンス」の両シリーズから新たな芯径や新色を追加し、加えて消しゴムで消せるカラーシャープ替芯「ユ

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

二 ナノダイヤ カラー」を内蔵した「ユニカラー3」により新たなシャープペンシルの用途を提案してまいりました。さらに、当社の取り扱う筆記具という商品は、お客様にその筆記感や性能や品質をお伝えするためには、実際に手に取って使っていただくという過程が重要であり、そういった体験の場を含めて、お客様にとってより良い商品提案の在り方や販売方法を模索してまいりました。

これらの活動の結果、当連結会計年度における売上高は624億98百万円（前期比7.1%減）、営業利益は89億25百万円（前期比24.7%減）、経常利益は92億83百万円（前期比24.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は57億78百万円（前期比30.8%減）となりました。

セグメント別の業績を概観いたしますと、筆記具及び筆記具周辺商品事業におきましては、国内市場は「ジェットストリーム」や「アドバンス」などの主力商品は堅調に推移したものの、海外市場においては流通の変化や流通段階での在庫の調整など厳しい販売状況となりました。そのため、外部顧客への売上高は600億86百万円（前期比7.1%減）となりました。粘着テープ事業、手工芸品事業といったその他の事業におきましても、事業を取り巻く市場環境は依然として厳しく、外部顧客への売上高は24億12百万円（前期比5.4%減）となりました。

なお、上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資の総額は54億8百万円でした。このうち、筆記具及び筆記具周辺商品事業に係る設備投資は53億52百万円であり、同事業の主な設備投資の内容は、新社屋建設及び群馬工場の一部施設改築のほか、ボールペン製造用設備及び金型並びに研究用設備であります。

その他の事業に関する設備投資につきましては、重要なものではありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは1887年（明治20年）の創業以来、「最高の品質こそ 最大のサービス」という社是のもと、お客様にご満足いただける商品をご提案し続けるため、品質向上と技術革新に努めてまいりました。高品質で高付加価値な商品をお客様にお届けすることは、この社是を具現化するための施策のひとつであるとともに大切な理念です。

当社グループを取り巻く筆記具の市場環境につきましては、アジアを始めとする新興諸国において、経済発展に伴う中間所得層の増加を背景に、高品質かつ高機能な筆記具への需要が高まりを見せているものの、国内市場においては少子高齢化に伴う需要の縮小という構造的問題を抱えていることに加え、海外においても欧米諸国は既に成熟した市場となりつつあります。

さらに、インターネットの普及やデジタル技術の飛躍的な進展は、これまでの販売、生産を大きく変えようとしております。特にインターネットを通じた流通の変化は、商品に求められる品質、機能、性能を始めとする価値を、国境を越えて多様化させつつあります。

こうした経営環境の中で、当社グループが今後更なる発展を遂げるためには、国内外の多種多様なニーズの中で、お客様に選ばれる『もの』づくりに真摯に向き合うことによって、売上と利益を伴う量的拡大を実現することが不可欠であると考えております。加えて、良い製品を生み出し続け、それらを連綿と育てていくために、従業員一人ひとりが環境や市場の変化を把握し、組織だって迅速かつ柔軟に適切な仕組みを追求し続ける社内風土を醸成することが重要であると考えております。

当社グループは、筆記具事業で培った技術を用いて、アイライナーや白髪隠しを中心に多くの実績を積んできた化粧品事業、またカーボン製造技術及びインク分散技術を筆記具以外の用途と組み合わせた新規事業にも積極的に取り組んでまいりました。今後は、新たな事業機会の探索にますます努めるとともに、事業を育成し、飛躍させるための仕組みづくりに尽力してまいります。

当社グループの企業価値は、筆記具事業とともに当社事業の両輪を担い、当社の更なる成長の原動力となる事業を創出し、それを育成し、それによって筆記具事業を再成長させることによりさらに向上するものと考えております。その上で、当社グループに関係される多くのステークホルダーの方々との間で信頼関係を築き、成長させることが当社グループの使命であると考えております。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 直前三連結会計年度の企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第141期 (2015年12月期)	第142期 (2016年12月期)	第143期 (2017年12月期)	第144期 (当連結会計年度) (2018年12月期)
売 上 高 (百万円)	63,712	64,716	67,247	62,498
営 業 利 益 (百万円)	11,852	9,865	11,849	8,925
経 常 利 益 (百万円)	12,319	9,953	12,308	9,283
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	7,427	6,190	8,346	5,778
1株当たり当期純利益 (円)	129.01	107.48	144.73	100.31
総 資 産 (百万円)	100,368	105,102	122,195	117,717
純 資 産 (百万円)	75,598	79,737	89,700	89,151
1株当たり純資産額 (円)	1,290.39	1,356.83	1,531.66	1,530.20

(注)当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第141期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 直前三事業年度の当社の財産及び損益の状況

区 分	第141期 (2015年12月期)	第142期 (2016年12月期)	第143期 (2017年12月期)	第144期 (当事業年度) (2018年12月期)
売 上 高 (百万円)	51,476	51,169	52,358	47,406
営 業 利 益 (百万円)	8,149	6,098	7,569	5,255
経 常 利 益 (百万円)	9,641	7,112	9,235	6,170
当 期 純 利 益 (百万円)	6,280	5,115	6,713	4,196
1株当たり当期純利益 (円)	104.82	85.37	112.04	70.10
総 資 産 (百万円)	78,043	81,821	96,285	91,188
純 資 産 (百万円)	57,028	60,601	68,164	66,647
1株当たり純資産額 (円)	951.78	1,011.44	1,137.70	1,119.96

(注)当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第141期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
山形三菱鉛筆精工株式会社	20百万円	100.0%	当社仕様製品の製造
三菱鉛筆東京販売株式会社	18	94.5 (31.9)	当社製品の卸売販売
三菱鉛筆関西販売株式会社	15	100.0 (50.0)	当社製品の卸売販売
ユニ工業株式会社	50	100.0	粘着テープの製造販売
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	3,575千米ドル	100.0	当社仕様製品の製造

(注) () 内は間接所有の割合で内数です。

(7) 主要な事業内容 (2018年12月31日現在)

- ① 筆記具及び筆記具周辺商品事業部門
鉛筆、シャープペンシル、シャープ替芯、油性ボールペン、水性ボールペン、ゲルインクボールペン、サインペン等の筆記具並びにOA用品、シャープナー、筆入、消しゴム、修正用品及び化粧品等の筆記具周辺商品の製造及び販売を行っております。
- ② その他の事業部門
粘着テープ、手工芸品の製造及び販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場 (2018年12月31日現在)

- ① 当社の主要な事業所及び工場
- | | |
|-------|------------|
| 本社 | 東京都品川区 |
| 横浜事業所 | 神奈川県横浜市 |
| 群馬工場 | 群馬県藤岡市 |
| 山形工場 | 山形県東置賜郡川西町 |

② 主要な子会社の事業所

山形三菱鉛筆精工株式会社	山形県東置賜郡川西町
三菱鉛筆東京販売株式会社	東京都品川区
三菱鉛筆関西販売株式会社	大阪府大阪市
ユニ工業株式会社	栃木県下都賀郡壬生町
MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム ハノイ

(9) 使用人の状況 (2018年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
筆記具及び筆記具周辺商品事業部門	3,122 (362) 名	150名減 (3名減)
その他の事業部門	90 (139) 名	1名増 (12名減)
合計	3,212 (501) 名	149名減 (15名減)

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当連結会計年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
572 (168) 名	増減なし (10名減)	42.6歳	19.7年

(注)使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に当事業年度中に雇用した人員数の平均を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,690百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,120
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,091
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,021
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	790
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	545
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	404
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	202
明 治 安 田 生 命 相 互 会 社	91

- (注) 1.当社は運転資金の効率的な調達を行うために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引銀行計5行との間で、シンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しており、その借入極度額は13,771百万円です。また、この契約に基づく借入実行残高は780百万円です。
- 2.当社は新社屋建設のために、株式会社横浜銀行を主幹事とする取引金融機関計9社との間で、シンジケート方式によるタームローン契約を締結しております。また、この契約に基づく借入実行残高は6,179百万円です。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社（外国会社を含む）の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社（外国会社を含む）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、建替えを進めておりました新本社が竣工したため、2018年8月20日付で、仮移転先から前所在場所である東京都品川区東大井五丁目23番37号に本社を移転いたしました。

2. 会社の株式の状況 (2018年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 257,145,168株

(2) 発行済株式総数 64,286,292株

(3) 株主数 5,671名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社横浜銀行	29,924百株	5.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	29,496	4.95
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	26,284	4.41
株式会社三井住友銀行	25,337	4.25
三井住友信託銀行株式会社	25,000	4.20
三菱鉛筆取引先持株会	24,228	4.07
大同生命保険株式会社	23,440	3.93
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19,030	3.19
三井住友海上火災保険株式会社	19,030	3.19
明治安田生命保険相互会社	17,994	3.02

(注) 上記のほか、当社は自己株式を47,780百株保有しております。また、上記「持株比率」は、自己株式を控除して算出しております。

(5) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	数 原 英 一 郎	山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役
取締役副社長	数 原 滋 彦	
常務取締役	横 石 浩	海外担当
常務取締役	永 澤 宣 之	人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当
常務取締役	深 井 明	生産担当兼横浜事業所長
常務取締役	切 田 和 久	技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当
取締役相談役	数 原 徹 郎	ユニ工業株式会社 代表取締役社長
取締役	鈴 木 等	商品開発担当兼全社品質担当
取締役	長 谷 川 直 人	財務担当兼システム担当
取締役	山 村 伸 夫	国内営業部長
社外取締役	吉 村 俊 秀	
社外取締役	妹 尾 堅 一 郎	特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 一般社団法人日本知財学会 理事
常勤監査役	櫻 井 清 和	
常勤監査役	都 丸 淳	
社外監査役	青 井 俊 夫	一般社団法人横浜銀行協会 専務理事
社外監査役	青 山 藤 詞 郎	学校法人慶應義塾 常任理事 DMG森精機株式会社 社外取締役
社外監査役	梶 川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長 キッコーマン株式会社 社外監査役 株式会社柿安本店 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の会社における取締役及び監査役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動後	異動前	異動年月日
数原 滋彦	取締役副社長	常務取締役 筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当	2018年3月29日
横石 浩	常務取締役 海外担当	常務取締役 海外営業部長	2018年3月29日
永澤 宣之	常務取締役 人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当	常務取締役 人事担当兼経営企画担当兼システム担当	2018年3月29日
深井 明	常務取締役 生産担当兼横浜事業所長	取締役 生産担当兼横浜事業所長	2018年3月29日
切田 和久	常務取締役 技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当	取締役 技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当	2018年3月29日
数原 徹郎	取締役相談役	取締役副社長	2018年3月29日
鈴木 等	取締役 商品開発担当兼全社品質担当	取締役 横浜研究開発センター所長	2018年3月29日
長谷川直人	取締役 財務担当兼システム担当	取締役 財務担当兼法務担当	2018年3月29日
都丸 淳	常勤監査役	専務取締役 管理統括兼コンプライアンス担当	2018年3月29日

2. 代表取締役社長数原英一郎氏は、当事業年度中にエーザイ株式会社の社外取締役を退任いたしました。
3. 社外取締役妹尾堅一郎氏は、当事業年度中に帝人株式会社の独立社外取締役及び一橋大学大学院商学研究科 (MBA) の客員教授を退任いたしました。
4. 社外監査役青山藤詞郎氏は、当事業年度中に公益社団法人精密工学会の会長を退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役である吉村俊秀氏及び妹尾堅一郎氏並びに社外監査役である青井俊夫氏、青山藤詞郎氏及び梶川融氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外監査役青井俊夫氏は、金融機関における取締役としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 社外監査役梶川融氏は、公認会計士としての豊富な経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

辞任又は解任により退任した取締役及び監査役はおりません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役については、500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額、社外監査役については、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	13名	394百万円
監 査 役	6名	70百万円
合 計 (うち社外役員)	19名 (5名)	465百万円 (39百万円)

- (注) 1.上記には、2018年3月29日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
- 2.役員報酬限度額は、2018年3月29日開催の第143回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として600百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査役の報酬等の額として100百万円以内と決議いただいております。
- 3.上記表中の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 4.当社は、2017年3月30日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後、引き続き在任する取締役に対しては、取締役の退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。これに基づき、上記表中の報酬等のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し30百万円を取締役退職慰労金として支払いました。なお、この退職慰労金の額には、過年度の事業報告において役員報酬等の額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額24百万円が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役妹尾堅一郎氏は、2018年12月31日現在、特定非営利活動法人産学連携推進機構の理事長及び一般社団法人日本知財学会の理事を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青井俊夫氏は、2018年12月31日現在、一般社団法人横浜銀行協会の専務理事を兼職しております。なお、当社と兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役青山藤詞郎氏は、2018年12月31日現在、学校法人慶應義塾の常任理事及びDMG森精機株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

社外監査役梶川融氏は、2018年12月31日現在、太陽有限責任監査法人の代表社員会長、キッコーマン株式会社の社外監査役及び株式会社柿安本店の社外監査役を兼職しております。なお、当社と各兼職先との間に特段の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況	発言状況
社外取締役 吉村俊秀	取締役会 13回/13回中	企業経営者としての豊富な経験、見識に基づき、客観的な立場から、適正な意思決定手続きや危機管理などのガバナンス体制の強化に資する多くの助言・提言を行っております。
社外取締役 妹尾堅一郎	取締役会 13回/13回中	技術とビジネスを結びつける実践的研究による専門的知識と、多様な役位の経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する助言・提言を積極的に行っております。
社外監査役 青井俊夫	取締役会 13回/13回中 監査役会 11回/11回中	金融機関での企業経営者としての豊富な経験や財務及び会計に関する知見を有し、これらの幅広い見識を当社における監査に反映し、適法性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役 青山藤詞郎	取締役会 11回/13回中 監査役会 11回/11回中	機械工学・生産工学の専門家としての豊富な経験や知識に基づき、業界に捉われない幅広い視点から、適法性の確保に資する有益な助言・提言を多く行っております。
社外監査役 梶川融	取締役会 12回/13回中 監査役会 10回/11回中	公認会計士としての財務及び会計分野における専門的知識や幅広い経験と、多様な役位を務める中で培われた幅広い見識を当社の監査に反映し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	54百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、また実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。
- 3.当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人とは別の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の基本方針として、取締役会において以下のとおり決議しております。

① 当社グループの業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、法令、定款及び取締役会規則に従って意思決定を行う。また、取締役会では、代表取締役及びその他の取締役が業務執行の状況を報告し、業務執行の妥当性を相互に監督する。

ロ. 取締役会が独自に定める独立性基準を満たす社外取締役が、取締役会への出席その他の機会により、取締役会における意思決定及び業務執行等に対する監督を行う。これにより、経営監視機能の強化及び意思決定の透明性の確保に努める。

ハ. 当社は各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役が子会社の取締役又は監査役を兼務する。子会社の取締役に選任された取締役は、子会社の職務執行を監視、監督する。子会社の監査役に選任された取締役又は監査役は、子会社の職務執行状況を監査する。これにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する。

ニ. 監査役は、取締役の業務執行の監査に加え、子会社取締役又は子会社監査役を通じて子会社の業務執行に関する情報を収集し、必要に応じて監査役会で情報共有する。これにより当社グループとして連携の取れた監査を行う。

② 当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループの取締役、監査役、従業員が法令、定款のみならず社会規範や企業倫理を遵守すること（以下、「コンプライアンス」という。）を確保するために「コンプライアンス基本規程」を定める。また、具体的な活動指針として「三菱鉛筆グループ企業行動憲章」を制定し、その周知徹底を図る。

ロ. 取締役会は、コンプライアンス体制の統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を選定する。コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス体制の充実に有効な施策の企画立案、実行を担当する。

ハ. 取締役会は、ヘルプライン制度運用規程を定め、当社グループ全体を対象とするヘルプライン制度を整備、運用する。ヘルプライン制度の運用事務局内にヘルプライン窓口を設置するとともに、弁護士による社外窓口を設置し、当社グループの役員、従業員から業務遂行における相談、通報を受け付ける。ヘルプライン制度の運用状況は、定期的に取り締役に報告される。

二. 監査役は、コンプライアンス担当取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。また、内部監査部門は、当社グループのコンプライアンス、財務報告の適正性、資産保全等の観点で内部監査を行い、コンプライアンス担当取締役に評価結果を報告するとともに、監査役に対して定期的に内部監査の状況を報告する。また、内部監査の評価結果及び課題は、コンプライアンス担当取締役を通じて取締役会及び監査役に適宜報告される。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

イ. 取締役会は、業務執行部門ごとに担当取締役を選定するとともに、組織規程、経理規程、その他事業運営における損失の危険を排除、予防するために必要な社内規則を定める。また、当社グループへの周知徹底を図るため、必要な研修、教育等を行う。

ロ. 各担当取締役は、業務執行部門の状況を適時に把握し、重要事項の報告義務に基づいて取締役会、経営会議等で報告を行う。取締役会は、各担当取締役の報告によって業務執行における損失の危険を把握し、これを適切に評価して損失の危険に対処する。

ハ. 取締役会は、損失の危険の要因が複数部門に亘る場合には、委員会を設置し、部門横断的に適切な損失予防策の立案、実行を命じる。委員会の委員は、関連各部門から任命する。

二. 取締役会は、有事の際に迅速に対応するための情報伝達経路及び意思決定、対策の実施体制を定める。

ホ. コンプライアンス担当取締役は、子会社のコンプライアンスに関する規程の整備状況を把握し、当該子会社を担当する取締役と連携して、当該子会社への規程の整備、運用状況について助言や改善指導を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他法定文書を適法に作成、保管する体制及び情報管理規程、文書規定等の社内規則を定め、法定文書に限らず重要な情報、文書の適切な管理体制を構築する。これらの体制及び規程に基づき各担当取締役は、業務執行によって作成、保管される重要な情報、文書を適切に管理し、取締役又は監査役がこれらの文書等を適時に閲覧できる状態を確保する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの中期3ヵ年経営計画、事業年度毎の全社方針等の経営目標を定め、適切に経営管理を行う。

ロ. 当社は、取締役会において定めた組織規程により権限及び責任を明確化し、効率的な組織管理を行う。

ハ. 当社は、取締役会に加えて経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の報告、情報共有及び意思決定を効率的に行う。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定を行う。

ニ. 当社は、取締役、監査役、部長職以上の従業員が出席する部長会を毎月1回開催し、会社方針を伝達する。また、各部門からの業務報告によって状況を把握し、社内の課題認識を共有する。

⑥ 子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社は、各子会社を担当する取締役を選定するとともに、最低1名の取締役又は監査役が子会社の取締役又は監査役を兼務する。

ロ. 子会社の責任者は、当社の担当取締役との間で事前協議を行った上で子会社の重要事項を決定する。当社の担当取締役は必要に応じて当社の取締役会等に諮ることにより、子会社の業務執行が当社グループ全体として効率的かつ適正に行われることを確保する。

ハ. 子会社の責任者は、当該子会社を担当する当社の取締役及び当社取締役を兼務する子会社取締役に対して、業務執行の状況を定期的に報告する。

ニ. 子会社の責任者は、担当取締役をはじめとする当社取締役が出席する決算報告会において、決算及び事業内容を報告する。

- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人の設置並びに当該使用人の独立性及び監査役からの指示の実効性確保に関する事項
- イ. 当社は、監査役会の円滑な運営のために従業員による監査役会事務局を設置する。監査役は、これとは別にテーマに応じた能力を有する従業員を、監査役を補助すべき使用人として置くことを取締役会に対して求めることができる。当該従業員が所属する部門の担当取締役は、監査役会と協議の上で監査役を補助する使用人を任命する。
 - ロ. 監査役を補助する使用人を配置する場合、当該従業員の任命、異動等人事に関する事項の決定にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役と取締役の協議により当該従業員の指揮命令系統を定め、監査役の指示の実効性を確保する。
- ⑧ 当社グループの取締役及び従業員から監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役、監査役、従業員は、法定の事項に加え、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす事項等を、監査役に速やかに報告する。また、監査役は必要に応じていつでも、取締役、監査役、従業員に対して報告を求めることができる。
 - ロ. コンプライアンス担当取締役は、内部監査部門による内部監査の状況及びヘルプライン制度の運用状況を、定期的に監査役に報告する。
- ハ. 当社グループは、報告を行った取締役、監査役、従業員に対し、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役の監査、調査等の職務に必要な費用を負担する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、監査の着眼点、業務の適否の判断基準等を監査基準として定め、監査の品質及び実効性を確保する。
 - ロ. 監査役は、取締役会に加えて、経営会議、部長会、その他業務執行の報告会に出席し、適時適切に情報を把握する。

- ハ. 監査役は、代表取締役と適宜意見の交換等を行う。また、必要があれば弁護士、公認会計士等の専門家から意見、助言を受けることができる。
- 二. 監査役は、内部監査部門から定期的に報告を受け、内部監査の状況を把握する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備の状況
- イ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体との対決を貫徹する。
- ロ. 当社グループは、各事業所を管轄する警察の指導を受け、情報連携を図ることによって、次の事項を取締役・監査役・従業員に対して徹底する。
1. 総会屋及び暴力団等による一切の金品等の要求には応じない。
 2. 株主の権利の行使に関し、反社会的勢力はもとより何人に対しても財産上の利益を供与しない。
 3. 警察当局との緊密な連携のもと、当社グループから総会屋及び暴力団等の特殊暴力を排除する。
- ハ. 必要に応じて取締役又は従業員が研修会に参加し、悪質な特殊暴力に備える。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

当社グループでは、三菱鉛筆グループ企業行動憲章の周知、浸透及びコンプライアンス体制の継続的な運用を狙いとして、教育、研修を実施しております。当社グループの取締役及び従業員がコンプライアンス上の課題を認識した場合は、定めた報告経路に従って上位の取締役に伝達され、コンプライアンス担当取締役を含む各取締役に情報共有されております。ヘルプライン窓口では、従業員等から相談や通報を受けており、重要な事案はコンプライアンス担当取締役に報告しております。当事業年度において、コンプライアンス担当取締役に報告された事案の中に、重大なコンプライアンス違反の事案はありませんでした。

② 当社グループのリスク管理体制の運用状況

当社グループは、損失の発生可能性、発生時の重大性に応じて、損失を予防・抑制するための部門、部署を設置しております。また、情報管理、環境負荷低減、製品の安全性及び品質確保といった部門横断的な課題には委員会・プロジェクトを編成して取り組んでおります。各部門や委員会の活動状況を報告する場として、経営会議、部長会等の重要な月例会議を概ね月1回、その他の重要な会議を6ヵ月に1回それぞれ原則通り開催し、会議の目的に応じた報告及び意見交換がなされました。取締役及び監査役は、当該報告に基づいて適切に対応しております。

③ 取締役の職務執行の概要

定例の取締役会は原則通り毎月1回開催され、各取締役から業務の執行状況が報告されるとともに情報共有及び意見交換を行っております。また、意思決定にあたっては、法令、定款及び取締役会規則に従い、適正に決議しております。社外取締役及び社外監査役を含む監査役は、取締役会に加え経営会議にも出席し、適宜意見を述べるとともに適切に監督、監査を行っております。

④ 子会社の経営管理の概要

子会社を担当する取締役は、毎月1回以上の頻度で子会社責任者から事業、財務、労務等の子会社運営に関する報告を受けるとともに、子会社の重要な意思決定に際しては事前に説明を受け、必要に応じて当社の方針及び決定事項を伝達しております。また、当社取締役及び監査役は、6ヵ月に1回開催する子会社決算報告会において、子会社責任者から決算内容及び事業の実績の報告を受けております。子会社を担当する取締役は、これらにより子会社の事業活動を把握した上で適切な指示、監督を行っております。

⑤ 監査役の職務執行の概要

監査役は、監査役会において決議した監査方針及び監査計画に沿って、重要な会議への出席、各種資料の閲覧、子会社責任者を含む部門責任者からのヒアリング、内部監査部門との連携、各事業所や子会社への往査等を通じ、取締役の業務執行に関する状況及び当社グループのコンプライアンス、リスク管理、効率的な業務執行等に関する状況を把握しております。また、これらの情報を元に取締役による業務執行の状況を監査するとともに、子会社監査役による監査の状況を確認しております。監査役会は、概ね月1回開催され、各監査役が把握した情報を監査役が相互に共有するとともに、意見交換を行いました。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施しております。

イ. 中期3カ年経営計画策定

当社は、2019年1月より2021年までの「進化への挑戦」を基本方針とする中期3カ年経営計画をスタートさせました。その重点方針として「筆記具事業の再成長」、「環境変化に対応するための強い人材と組織づくり」、「新たな柱となる事業の創出と育成」の3つを掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、「最高の品質こそ最大のサービス」という社是の具現化に努め、品質向上、技術革新を怠らないことが必須であると考えます。その取り組みの手始めとして、まずはこの中期3カ年経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様をはじめとした当社を取り巻く全ての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年としております。さらに、本総会終結後、経営の監督機能と業務執行機能の分離を図ることを目的として執行役員制度を導入いたします。加えて、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、社外取締役を増員して3名とし、取締役会における社外取締役の比率を3分の1まで高め、経営に対する監督機能の強化に努めてまいります。監査役につきましても、社外監査役2名を含む4名により監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行ってまいります。当社は、このように、社外取締役と社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の更なる充実を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2016年3月30日開催の第141回定時株主総会において、従前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の一部を改定した上で、改めて導入することを株主の皆様にご承認いただきました（以下、本事業報告においては、当該改定後

の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。

本プランは、本プランの適用対象となる買付け等が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様のご意思を確認することがあります。

なお、本プランの有効期間は、本総会終結の時までとしております。本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.mpuni.co.jp/ir/pdf/20160216143913.pdf>)

(注)本プランは、本総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は2019年2月15日開催の取締役会において本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新し、改めて導入することを決定いたしました（更新後の内容は、後記の株主総会参考書類49ページから77ページに記載の第6号議案のとおりです）。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期3ヵ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、同じく基本方針に沿うものです。また、本プランは経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第141回定時株主総会において株主の皆様の承認を得た上で更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていること、さらに、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元として、安定的な収益を基盤とした安定配当を継続することを利益配分の基本方針としております。また内部留保金につきましては、収益力及び競争力の強化並びに新市場・新規事業への取り組みを目的として、研究開発、設備投資、販売体制の強化に充ててゆく所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、再投資のための資金確保と安定的な配当継続を念頭におきながら、財務状態、経営成績、配当性向等を総合的に勘案することとしております。

剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を原則としており、当事業年度の期末配当金につきましては、後記の株主総会参考書類39ページに記載しております第1号議案にご提案のとおり、1株当たり15円とさせていただきたいと存じます。本議案が原案どおり承認可決されますと、当事業年度における1株当たりの配当金は、中間配当金14円とあわせて29円（前事業年度から4円の増配）となり、当事業年度における当社の配当性向は41.4%となります。なお、期末配当金には「ユニ」発売60周年を記念した1株当たり1円の記念配当を含んでおります。

また、当事業年度は、自己株式の取得につきましても、財務状態や株価の推移等も勘案した結果、利益還元策のひとつとして実施いたしました。

7. その他会社の現況に関する重要な事項

製品別売上高

当社の製品別売上高とその構成比は次のとおりであります。

製品別	売上高	構成比	主要製品名
	百万円	%	
鉛筆	3,396	7.2	鉛筆、色鉛筆
シャープ	6,799	14.3	シャープ、シャープ替芯
ボールペン	23,766	50.1	ゲルインクボールペン、水性ボールペン、油性ボールペン
サインペン	8,273	17.5	水性サインペン、油性マーカー、筆ペン
筆記具計	42,236	89.1	
OA用品	361	0.8	OA用品、ファイル
机上用品	820	1.7	事務用品、学用品
その他	3,987	8.4	化粧品、カーボン製品、印章
非筆記具計	5,169	10.9	
合計	47,406	100.0	

(注) 本事業報告における金額は、表示単位未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2018年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流 動 資 産	80,092	流 動 負 債	16,818
現金及び預金	42,393	支払手形及び買掛金	8,451
受取手形及び売掛金	18,090	短期借入金	1,765
たな卸資産	16,747	未払法人税等	849
繰延税金資産	980	繰延税金負債	0
その他	2,709	賞与引当金	501
貸倒引当金	△828	返品引当金	52
固 定 資 産	37,624	未払金	2,822
有形固定資産	21,411	その他	2,373
建物及び構築物	11,091	固 定 負 債	11,747
機械装置及び運搬具	4,191	長期借入金	5,461
土地	3,890	繰延税金負債	1,351
建設仮勘定	1,364	退職給付に係る負債	3,812
その他	873	役員退職慰労引当金	103
無形固定資産	1,104	その他	1,018
投資その他の資産	15,108	負 債 合 計	28,565
投資有価証券	13,773	(純資産の部)	
繰延税金資産	179	株 主 資 本	82,411
退職給付に係る資産	142	資本金	4,497
その他	1,013	資本剰余金	3,721
貸倒引当金	△0	利益剰余金	78,986
資 産 合 計	117,717	自己株式	△4,794
		その他の包括利益累計額	5,191
		その他有価証券評価差額金	4,485
		為替換算調整勘定	863
		退職給付に係る調整累計額	△158
		非支配株主持分	1,549
		純 資 産 合 計	89,151
		負 債 純 資 産 合 計	117,717

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

科 目	金 額	(百万円)
売上		62,498
売上		30,492
販売費及び一般管理費		23,081
営業外収益		8,925
受取利息	23	
受取配当金	306	
受取地代家賃	67	
受取保険金	56	
受取替の差益	48	
受取その他の利益	61	563
営業外費用		
支払利息	42	
シンジケートローン手数料	68	
売上割引	54	
その他の利益	40	205
特別利益		9,283
固定資産売却益	39	
投資有価証券売却益	0	40
特別損失		
固定資産除売却損	37	
本社移転費用	376	
工場再編損	99	
環境対策引当金繰入額	28	542
税金等調整前当期純利益		8,781
法人税、住民税及び事業税	2,544	
法人税等調整額	176	2,721
当期純利益		6,060
非支配株主に帰属する当期純利益		281
親会社株主に帰属する当期純利益		5,778

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2018年12月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(百万円)	(負債の部)	(百万円)
流動資産	53,223	流動負債	14,199
現金及び預金	25,190	支払手形	1,142
受取手形	654	買掛金	7,270
売掛金	13,047	短期借入金	1,500
たな卸資産	9,753	未払金	2,139
繰延税金資産	423	未払費用	1,051
未収入金	2,276	未払法人税等	310
短期貸付金	0	賞与引当金	280
未収消費税等	1,130	返品引当金	52
その他	803	その他の	453
貸倒引当金	△57	固定負債	10,341
固定資産	37,964	長期借入金	5,459
有形固定資産	18,787	繰延税金負債	844
建物	10,405	退職給付引当金	3,194
構築物	101	その他の	842
機械及び装置	2,716	負債合計	24,541
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	824	株主資本	62,162
土地	3,464	資本金	4,497
建設仮勘定	1,274	資本剰余金	3,582
無形固定資産	550	資本準備金	3,582
ソフトウェア	506	その他資本剰余金	0
その他	44	利益剰余金	58,165
投資その他の資産	18,626	利益準備金	824
投資有価証券	13,741	その他利益剰余金	57,341
関係会社株式	4,434	固定資産圧縮積立金	480
長期前払費用	21	別途積立金	40,585
その他	429	繰越利益剰余金	16,275
資産合計	91,188	自己株式	△4,082
		評価・換算差額等	4,484
		その他有価証券評価差額金	4,484
		純資産合計	66,647
		負債純資産合計	91,188

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)

科 目	金 額	(百万円)
売上高		47,406
売上原価		28,369
売上総利益		19,036
販売費及び一般管理費		13,780
営業利益		5,255
営業外収益		
受取利息及び配当金	654	
為替差益	28	
その他	346	1,029
営業外費用		
支払利息	37	
シンジケートローン手数料	68	
その他	9	115
経常利益		6,170
特別利益		
固定資産売却益	34	
投資有価証券売却益	0	35
特別損失		
固定資産除売却損	21	
本社移転費用	376	
工場再編損失	99	
環境対策引当金繰入額	28	526
税引前当期純利益		5,679
法人税、住民税及び事業税	1,385	
法人税等調整額	96	1,482
当期純利益		4,196

※ 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱鉛筆株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年2月13日

三菱鉛筆株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池田 敬二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 開内 啓行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱鉛筆株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年1月1日から2018年12月31日までの第144期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年2月14日

三菱鉛筆株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井清和 ㊟

常勤監査役 都丸淳 ㊟

社外監査役 青井俊夫 ㊟

社外監査役 青山藤詞郎 ㊟

社外監査役 梶川融 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

1. 期末配当に関する事項

第144期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、普通配当を14円とし、あわせて当社の主力商品のひとつであります高級鉛筆「ユニ」が発売60周年を迎えることを記念した配当金1円を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円（普通配当14円、記念配当1円）

なお、この場合の配当総額は、892,624,275円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年3月29日

2. その他の剰余金処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るために、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、経営の監督機能と業務執行機能を分離し、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行の実現を図るために、本総会終結後より執行役員制度を導入いたします。これに伴い、更なる経営体制の効率化のために、現行定款第20条に定める取締役の員数の上限を15名から11名に減少させるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (定員) 第20条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第4章 取締役および取締役会 (定員) 第20条 当社の取締役は、 <u>11</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の意思決定の迅速化を図るため3名減員するとともに、取締役会に占める社外取締役の比率を高めることによって取締役会の監督機能を強化することを目的として、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	<p>数原英一郎 (1948年7月19日生)</p> <p>再任</p>	<p>1974年8月 当社入社 1980年3月 当社取締役 1982年3月 当社常務取締役 1985年3月 当社取締役副社長 1987年3月 当社代表取締役社長（現任） 2015年6月 エーザイ株式会社社外取締役</p> <p>[重要な兼職の状況] 山形三菱鉛筆精工株式会社 代表取締役社長 MITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD. 代表取締役</p>	274,650株
	<p>[取締役候補者とした理由] 1987年に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、その豊富な経験と幅広い知識、見識を活かし、全役職員に対して強いリーダーシップを発揮しております。また、当社グループを俯瞰的に捉え、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた体制の見直しを行うなど、監督機能の更なる強化を目指す上でも非常に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
2	<p>数原滋彦 (1979年2月11日生)</p> <p>再任</p>	<p>2005年4月 当社入社 2010年4月 当社群馬工場長 2012年4月 当社営業企画部長 2013年3月 当社取締役経営企画担当 2015年11月 当社取締役経営企画担当兼海外営業企画部長 2016年3月 当社取締役商品開発担当兼新規事業担当 2017年3月 当社常務取締役筆記具事業担当兼新規事業担当兼商品開発担当兼全社品質担当 2018年3月 当社取締役副社長（現任）</p>	46,440株
	<p>[取締役候補者とした理由] 群馬工場長、国内外の営業企画部長、及び経営企画、商品開発、新規事業等の責任者を歴任し、国内外の生産から販売にわたる多様な経験と知見を有しており、またこれらの立場に応じて、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮してまいりました。これらのことから、機動的な経営判断及び迅速な業務執行の実現において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当	所有する 当社株式数
3	よこ いし ひろし 横 石 浩 (1959年4月17日生) 再任	1985年10月 当社入社 1998年4月 当社海外事業部長 2001年3月 当社取締役海外事業部長 2005年4月 当社取締役海外営業部長 2017年3月 当社常務取締役海外営業部長 2018年3月 当社常務取締役海外担当(現任)		12,100株
		[取締役候補者とした理由] 海外営業部における豊富なマネジメント経験から、海外営業部を長らく牽引し、新規の販路開拓に尽力してまいりました。当社がグローバル市場への更なる拡充を図る上で、その幅広い見識が不可欠であるとともに、経営における意思決定において重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者となりました。		
4	なが さわ のぶ ゆき 永 澤 宣之 (1957年4月3日生) 再任	1980年4月 当社入社 2001年4月 当社海外事業部付部長 2003年4月 当社経理部長 2006年3月 当社取締役経理部長 2008年1月 当社取締役財務・法務・システム担当 2010年4月 当社取締役財務・法務・システム担当兼内部統制担当 2016年3月 当社取締役経営企画担当兼システム担当 2017年3月 当社常務取締役人事担当兼経営企画担当兼システム担当 2018年3月 当社常務取締役人事担当兼総務担当兼法務担当兼コンプライアンス担当(現任)		20,400株
		[取締役候補者とした理由] 経理、財務、法務、システムなどの管理部門における豊富な知識と経験に加え、グループ全体におけるコンプライアンス体制及びリスクマネジメント体制の整備を図るなどの実績を有しております。これらの知見を活かして多角的な視点から当社を捉え、業務執行の監督機能の強化及び経営における意思決定において重要な役割を担っていることから、引き続き取締役候補者となりました。		
5	ふか い あきら 深 井 明 (1959年1月3日生) 再任	1981年4月 当社入社 2005年4月 当社生産技術部長 2008年4月 当社生産統括部長兼横浜事業所長 2009年3月 当社取締役生産統括部長兼横浜事業所長 2010年4月 当社取締役生産統括部長 2011年3月 当社取締役生産担当 2012年1月 当社取締役生産担当兼横浜事業所長 2018年3月 当社常務取締役生産担当兼横浜事業所長(現任)		6,800株
		[取締役候補者とした理由] 生産部門における幅広い知識と経験を有しており、国内外の生産体制の効率化を推し進めてまいりました。環境変化を踏まえた上で、各部門との連携を図り、生産体制の更なる合理化を実現するためには、これらの見識と生産現場への統率力が不可欠であるとともに、経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者となりました。		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 (重要な兼職の状況)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
6	きり た かず ひさ 切田和久 (1958年11月13日生) 再任	1981年4月 当社入社 2003年4月 当社商品開発部長 2007年4月 当社群馬研究開発センター所長 2011年4月 当社商品開発部長 2012年3月 当社取締役商品開発部長 2016年3月 当社取締役技術担当兼工業所有権担当兼化粧品事業担当 2018年3月 当社常務取締役技術担当兼知的財産権担当兼化粧品事業担当兼新規事業担当(現任)		5,800株
[取締役候補者とした理由] 研究開発における経験を軸として、商品開発、化粧品事業、新規事業などに携わり、技術とビジネスを結び付け商品化することを通じて、多くの実績と経験を有しております。これらの豊富な経験に基づく見識が、新たな事業機会の探索及び育成に寄与すると判断したとともに、経営の意思決定において重要な役割を担う人物であることから、引き続き取締役候補者といたしました。				
7	せの お けん いちろう 妹尾堅一郎 (1954年1月1日生) 再任 社外 独立役員	1976年4月 富士写真フイルム株式会社(現富士フイルム株式会社)入社 1999年12月 株式会社慶應学術事業会代表取締役副社長 2001年4月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授 2004年4月 特定非営利活動法人産学連携推進機構理事長(現任) 2012年6月 帝人株式会社独立社外取締役 同社アドバイザー・ボードメンバー 2017年3月 当社社外取締役(現任)		—
[社外取締役候補者とした理由] 技術とビジネスというそれぞれの分野を結びつける実践的な研究における知識と、多様な経験に基づき、客観的かつ多角的な視点から、ガバナンス体制の強化に資する発言を積極的に行っております。このことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年間となります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	あお やま とう し ろう 青 山 藤 詞 郎 (1951年8月29日生) 新任 社外 独立役員	1979年3月 慶應義塾大学工学博士 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役(現任) 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長 2017年3月 当社社外監査役(現任) 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事(現任) [重要な兼職の状況] 学校法人慶應義塾 常任理事 DMG森精機株式会社 社外取締役	-
[社外取締役候補者とした理由] 過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、機械工学・生産工学を始めとする分野において幅広い知識と豊富な経験を有しており、これらの見識に基づき、当社が属する業界にとらわれない視点から、当社経営に対して有益な意見を率直な指摘をいただくことにより、経営の意思決定の健全性及び透明性の向上につながるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。なお、当社監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年間となります。			
9	女性 や の あ さ こ 矢 野 麻 子 (1968年1月21日生) 新任 社外 独立役員	1990年4月 メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 1997年9月 株式会社ポストン・コンサルティング・グループ入社 2000年3月 ルイ・ヴィトンジャパン株式会社入社 2002年6月 株式会社セリュックスCOO 2008年10月 株式会社ドラマティック設立 同社代表取締役 2014年5月 テントゥーフォー株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2015年6月 株式会社ヤオコー社外取締役(現任) 2015年8月 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・マネジメント取締役 2018年6月 ワタベウエディング株式会社社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] テントゥーフォー株式会社 代表取締役 株式会社ヤオコー 社外取締役 ワタベウエディング株式会社 社外取締役	-
[社外取締役候補者とした理由] 企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な経験及び見識に加え、マーケティング及びブランディングに関する幅広い知識と実績を有しております。このことから、当社経営陣から独立した立場から、コーポレート・ガバナンスの強化及びダイバーシティの推進を始めとする多面的な意見をいただくことにより、当社取締役会の更なる活性化につながるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 数原英一郎氏は山形三菱鉛筆精工株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
2. 数原英一郎氏はMITSUBISHI PENCIL VIETNAM CO.,LTD.の代表取締役を兼職しております。当社は同社から当社仕様製品の仕入取引を行っております。
3. 数原英一郎氏は菱友トレーディング株式会社の代表取締役社長を兼職しております。当社は同社との間で当社仕様製品等の売買取引を行っており、また同社に対して不動産の賃貸をしております。
4. 1.から3.に記載した以外の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏は社外取締役候補者であります。
6. 本議案による青山藤詞郎氏の取締役選任が承認された場合、同氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任により退任する予定です。
7. 社外取締役候補者との責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 当社は、妹尾堅一郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
- (2) 当社は、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
8. 当社は、妹尾堅一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き独立役員として指定する予定であります。また、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
9. 社外取締役候補者である妹尾堅一郎氏、青山藤詞郎氏及び矢野麻子氏は、47ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。
10. 矢野麻子氏の戸籍上の氏名は、齊藤麻子であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
菅野 智巳 (1965年12月17日生) 新任 社外 独立役員	1994年4月 弁護士登録、成富総合法律事務所（現丸の内南法律事務所）入所 2003年10月 同事務所パートナー 2015年6月 仲通り法律事務所設立 代表弁護士（現任） [重要な兼職の状況] 仲通り法律事務所 代表弁護士	-
[補欠の社外監査役候補者とした理由] 過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法律に関する高度な専門的知識を有していることから、これらの豊富な知見を当社の監査体制に反映し、当社経営陣から独立した立場から、適法性を確保するための適切な助言・提言をいただけると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 菅野智巳氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
 4. 菅野智巳氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 補欠の社外監査役候補者である菅野智巳氏は、47ページに記載しております当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしております。

【ご参考】社外役員の独立性基準

当社は、以下各号のいずれの基準にも該当しない社外取締役及び社外監査役（候補者を含む）は、当社に対する独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しております。

1. 大株主

当社の大株主又はその業務執行者。なお、大株主とは「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」をいう。

2. 主要な取引先

(1) 当社の主要取引先又はその業務執行者。なお、「当社の主要取引先」とは、下記のいずれかの者をいう。

- ・直近事業年度における、当該取引先から当社への支払額が当社の年間連結売上高の2%を超える者。
- ・当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者。

(2) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。なお、「当社を主要な取引先とする者」とは下記の者をいう。

- ・直近事業年度における、当社から当該取引先への支払額が当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者。

3. 専門的サービス提供者

当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他財産的利益を得ている弁護士等の法律専門家、公認会計士及び税理士等の会計税務の専門家、コンサルタント、経営者、大学教授等の専門家。当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者。

4. 寄付・助成金

当社から年間1,000万円を超える寄付又は助成金を受けている者。当該寄付等を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体の業務執行者。

5. 上記1. から4. に過去3年間において該当していた者。

6. 当社又は当社の子会社の取締役、使用人の配偶者又は二親等内の親族。

*本基準において、「業務執行者」とは、取締役、執行役、使用人等名称の如何を問わず当該法人・組合等の団体において業務を行う者をいう。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額については、2018年3月29日開催の第143回定時株主総会において、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として600百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とご承認いただき、現在に至っております。この度、経営の意思決定の迅速化を図るために取締役の員数を削減するとともに、取締役会に占める社外取締役の比率を高めることによって取締役会の監督機能を強化することを目的として社外取締役を増員することから、一事業年度当たりの金銭報酬に関する支給限度額を、取締役の報酬等の額として500百万円以内（うち社外取締役分年額60百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は12名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役9名（うち社外取締役3名）となります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2019年2月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新し、改めて導入することを決定いたしました（本議案において、以下、更新前の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「旧プラン」といい、更新後の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を「本プラン」といいます。）。本議案は当社定款第17条第1項の定めに基づき、本プランを導入するとともに、当社定款第17条第2項及び第3項の定めに基づき、本プランに記載した条件に従い新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、旧プランは、2016年3月30日開催の第141回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいていたまいりましたが、本総会終結の時をもって有効期間の満了により失効する予定です。本プランの内容については、旧プランから実質的な変更点はありません。

また、社外取締役2名を含む当社の取締役全員及び社外監査役3名を含む当社の監査役全員が本プランの導入に賛成していることに加え、当社は、本プランの導入について、旧プランの独立委員会による全員一致の承認を得ております。

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そして、当社の企業価値の向上は、お客様が求める最高品質の筆記具を市場に提供するとともに、筆記具事業で培った技術を応用して新規事業を開拓し、その双方を結びつけ一体的な経営を行うことによって実現されるものであると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付けがなされた場合、それが当社の企業価値並びに株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が株主に対して代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付けの対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社株式の大量買付けを行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、後記の当社の企業価値の源泉を理解した上で、かかる企業価値の源泉を中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針を決定する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、「かく（書く／描く）」ことにこだわり続け、1887年（明治20年）の創業の時から現在まで筆記具事業を中心に活動してまいりました。この長い活動の間、首尾一貫して当社の事業の礎となっていたのは、「最高の品質こそ 最大のサービス」という創業からの社是でありました。「高品質で付加価値が高い筆記具をお届けし、より多くのお客様に喜んでいただく」ことが当社の使命であり、同時に、この理念は当社の企業価値の源泉を問い直す際の出発点でもあります。

当社の事業は、創業者の眞崎仁六が「はさみ鉛筆」を一本ずつ販売することからはじまりました。そして現在、当社の筆記具は日本だけではなくアジアや欧州、北米、中近東など世界で100カ国以上のお客様にご愛顧いただくまでに成長し、当社も大きく活動の場を広げてまいりました。また当社の筆記具は、いつの時代も幅広い年齢層の方々にとって身近な存在であり続けました。幼少期のお子さまが小さな手で色鉛筆やサインペンを握りしめ、お絵描きや塗り絵に親しみながら成長し、鉛筆やシャープペンシルを手にした後、ボールペンで幾多もの事柄を書き綴りながらお年を重ねていくまで、当社の筆記具はお客様の日常と生活に寄り添ってまいりました。そして、優れたアイデアや発想、多くの人々を感動させる作品を生み出す手段としても用いられてまいりました。130年以上の時の積み重ねの中で、沢山の方々には欠かせない存在となった当社の筆記具であるからこそ「最高の品質」にこだわり、一人でも多くの方に当社の筆記具を手にとっていただき、より多くのお客様に喜んでいただきたいと考えてまいりました。

当社は、企業価値という概念にはいくつかの意味合いがあり、経済価値・株主価値として将来獲得するキャッシュフローを現在の価値に引き直した数値や株式の時価総額に焦点が当てられることも理解しております。その一方で、企業価値という言葉には、世の中に必要とされる製品やサービスを企業が意志を持って送り出す、株主の皆様やお客様をはじめとする当社を取り巻く方々の期待にお応えするという企業活動それ自体の意義も含まれると考えており、いずれにせよ当社においてその源泉となるものは、創業以来蓄積された技術力や開発力、個々の従業員が有する豊富な経験や知恵とノウハウ、そしてそれらを育み伝承する企業風土や文化、

経営方針であると考えております。この企業価値の源泉がもたらすものは、時間を重ねながら「外ににじみ出していくもの」であり、これらの企業価値の源泉を研鑽し、磨き続けることによって当社及び当社で働く従業員に躍動感や勢いが生まれ続け、その結果として企業価値も高まり、ひいては株主やお客様、従業員、お取引先、社会コミュニティなど当社を取り巻くすべての方々にとっての価値創造が最大化するものと信じております。

昨年、当社が誇る最高品質の鉛筆「ユニ」は、発売60周年の節目を迎えることができました。この「ユニ」に代表されるように、当社の筆記具は、商品としての寿命やライフサイクルが長いものが少なくなく、数多くのロングラン商品が今もなお当社収益の柱となっております。そして、当社は、当社の筆記具が幅広い世代に長く親しまれ、日常生活において身近に存在するものであるからこそ、その事業を過度に短期的な目線で考えるのではなく、中長期的な視座をもって経営に取り組むことが望ましいと考えております。「なめらかボールペン」という市場を掘り起こし、今もなおトップシェアを誇る油性ボールペンの「ジェットストリーム」がそうであったように、大きく育った筆記具のすべてが発売当初から爆発的に売れるとは限りません。当社は、お客様それぞれの生活環境や価値観などに寄り添いながら、商品の魅力や使用感をお伝えし、一本の苗を大地に植え、枝ぶりの豊かな大きな木に育て上げるように、ひとつひとつの商品を「ゆっくりと年輪を重ねるように」育て上げてまいります。

このように当社の事業活動の根底には、「良い製品を生み出し、それを商品として育て、お客様の信頼を積み重ねていく」という過程があり、同時に、それは当社の企業価値を高めるために必要な手順であるとも考えております。

当社は、筆記具で培った高度な技術を活かして化粧品事業など筆記具以外の事業にも積極的に取り組んでおりますが、当社が今後も持続的に成長していくためには、筆記具事業に足し合わせることでできる次の事業を創出し、その事業を育成しながら筆記具事業を再成長させる人材育成と強い組織づくりが欠かせないものと理解しております。そして、そのためには当社が考える企業価値の源泉を磨き、さらに進化させていくことが求められ、当社は企業としての社会的責任を果たした上で、持続的な成長を目指し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を一層高めてまいりたいと思います。

2. 企業価値向上のための取組み

当社は、持続的な成長への足掛かりとすると同時に企業価値の向上を図るための取組みとして、本年1月より「進化への挑戦」を基本方針とした2019年から2021年までの中期3カ年経営計画をスタートさせました。その重点方針は、以下の3点であります。

一点目は、「筆記具事業の再成長」であり、その概要は、新商品の開発及び既存品の育成に加えて、環境の変化に対応した柔軟な生産体制の構築と新たな市場への進出であります。二点目は、その筆記具事業とともに当社事業の両輪を担い、当社の更なる成長の原動力となる「新たな柱となる事業の創出と育成」に注力することであり、本方針は、筆記具事業に足し得る次なる事業機会の探索とその仕組みを築き上げることを目的としております。最後に、これらの方針の実現を後押しする「環境変化に対応するための強い人材と組織づくり」であります。

当社は、当社の企業価値をこれからも継続的に向上させていくためには、当社が考える企業価値の源泉に対して真摯に向き合い、これらを磨き上げ、より深めることが必要であると考えております。そして、その取組みの手始めとして、まずはこの中期3カ年経営計画に基づき競争力の更なる強化を実現することが、当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の方をはじめとした当社を取り巻く全ての方々にとっての利益を最大化することにつながると考えております。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会により経営の監督及び監査を行っております。また取締役の株主に対する責任を明確化するためにその任期を1年とし、さらに社外取締役を2名選任することにより独立した第三者の立場から経営に対する監督強化を図ってまいりました。

一方で、当社は、コーポレート・ガバナンスとは、当社を取り巻くすべての方にとって「より良い会社をつくるための仕組みづくり」だと考え、その実効性ある取組みのひとつとして、客観的な立場から経営を監督する枠組みをさらに深めることによって経営の透明性を向上させ、同時に、機動的な業務執行を強化することが必要であると従来から考えてまいりました。そこで、当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、本総会終了後より、経営の監督機能と業務執行機能を分離することによって、経営の意思決定の迅速化及び機動的な業務執行

の実現を図ることなどを目的とした執行役員制度を導入し、さらに本総会にご提案する取締役選任議案において社外取締役を1名増員した上で取締役会における社外取締役の比率を3分の1まで高めることを柱とした取締役会の改革を実行することを決議いたしました。なお、当該取締役選任議案が原案どおり承認可決されれば、社外監査役1名が辞任し社外取締役に就任することとなりますが、社外監査役2名を含む監査役4名は引き続き監査役会を構成し、取締役の職務執行の監査を行ってまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化するためには、当社を取り巻く全ての方にとってどのような取組みが良いのか、継続して考えることが必要だと考えております。「より良い会社をつくる」ために、当社は、これからも継続してコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

三 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って、旧プランを更新し、導入するものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するために、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを導入することといたしました。

なお、2018年12月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社の大株主の状況」のとおりです。当社は、現時点において、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付けを行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てる等の方法により対抗措置を実施いたします。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施、不実施又は中止等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得若しくはこれに類

似する行為又はこれらの提案^[1]（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

①当社が発行者である株券等^[2]について、保有者^[3]の株券等保有割合^[4]が20%以上となる買付けその他の取得又は第三者が自己の共同保有者^[5]となる関係の組成行為

②当社が発行者である株券等^[6]について、公開買付け^[7]を行う者の公開買付け後の株券等所有割合^[8]及びその特別関係者^[9]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は当社株主総会が新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を開始又は実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、

[1] 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

[2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

[3] 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

[4] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

[5] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。本議案において同じとします。

[6] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

[7] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

[8] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

[9] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日(※)以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等においては、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を当社取締役会に対して提出していただきます。

※営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる以外の日をいいます。

記

- ①買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等^[10]とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)^[11]
- ②買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③買付等の価格及びその算定根拠
- ④買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦当社の株主(買付者等を除きます。)、従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します(独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりで

[10] 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

[11] 買付者等がファンドの場合は、各組員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

す。) 。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（当社取締役会が買付説明書を受領してから60日間を上限とします。）を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等から提出された買付説明書を受領してから（但し、独立委員会が買付者等に対して回答期限を定めた上で追加的に情報を提供するよう求めた場合は、当該回答期限の翌日から）原則として最長90日間（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない公開買付けによる買付等の場合には最長60日間）が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。） 。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならぬものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとし、

①本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(2)「本対抗措置実施の要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等からの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本対抗措置の概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社定款において認められる対抗措置(以下「本対抗措置」と総称します。)を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(2)「本対抗措置実施の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨その他本対抗措置の中止を行うべき旨等の新たな勧告を行うことができるものとし、

(i) 本対抗措置実施に係る勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 本対抗措置実施に係る勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

②本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本対抗措置の不実施の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、

本対抗措置を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本対抗措置の不実施の勧告をした場合又は株主総会が本対抗措置を実施することを否決する決議をした場合には、本対抗措置を実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本対抗措置を実施するに際して、(i) 上記(e)①に従い、独立委員会が本対抗措置の実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii) ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主総会に諮ることが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本対抗措置の実施に関する議案を株主総会に上程することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、具体的な延長期間及び延長の理由を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の

概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本対抗措置実施の要件

本プランの発動として本対抗措置を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本対抗措置を実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ①株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の経済的条件（対価の価額・種類、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合

(d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、取引先、顧客等との関係や当社グループのブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれのある場合

(3) 本対抗措置の概要

当社が本プランに基づき発動する買付等に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てとします。但し、法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該対抗措置が用いられる可能性もあります。

本プランに基づき対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その概要は、以下のとおりとします。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、原則として、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円とします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者^[12]、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者^[13]、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者^[14]（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権

[12] 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[13] 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

[14] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの導入手続

本プランについては、当社定款第17条に基づき、本総会における決議により、旧プランを更新して本プランを導入するとともに、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償

割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

(5)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間とし、当該委任期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において、本プランを廃止する旨の決議、若しくは本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設若しくは改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6)法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年2月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当てを含む本対抗措置自体は実施されませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本対抗措置実施時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランにおいては、本対抗措置の実施時においても、当社株主の皆様（非適格者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。本対抗措置を実施する場合には、法令及び金融商品取引所の規程に従い、適時適切な開示を行ってまいります。

また、本対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合に、株主及び投資家の皆様に与える影響は以下のとおりです。

(i) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則として、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに、当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるもの）とします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の対象株式数1株当たり1円を所定の方法により払い込むことにより、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本対抗措置の概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとしします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

但し、当社は、下記(iii)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式等を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき対象株式数に相当する数の当社株式を受領することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した中期3カ年経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えます。

(b) 株主意思の重視

本プランは上記三3.(4)「本プランの導入手続」記載のとおり、株主の皆様意思を反映させるため、本総会においてその導入をお諮りする予定です。

また、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合には株主総会において本対抗措置の実施に関する株主の皆様意思を確認することができることとしております。

加えて、本プランには、導入された後の有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨等の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(c) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。これにより、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(d) 独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(e) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記三3.(2)「本対抗措置実施の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(f) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に反するものであるかどうか等を慎重に検討し、本対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本対抗措置の実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①本対抗措置の実施又は不実施
 - ②本対抗措置の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

- ③買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④買付者等との協議・交渉
 - ⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦本プランの修正又は変更の承認
 - ⑧本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

[氏名]	青井 俊夫 (あおい としお)
	当社社外監査役
[生年月日]	1955年10月1日
[略歴]	1978年4月 株式会社横浜銀行入行
	2009年6月 同行取締役常務執行役員融資部担当
	2010年4月 同行取締役常務執行役員本店営業部長兼 本店ブロック営業本部長本店ブロック担当
	2011年5月 同行取締役
	2011年6月 社団法人（現一般社団法人）横浜銀行協会専務理事（現任）
	2014年3月 当社社外監査役（現任）

※青井俊夫氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

なお、同氏は2011年まで株式会社横浜銀行の業務執行者を務めておりました。同行と当社との間では借入取引を行っておりますが、当社が定める「社外役員の独立性基準」と照らし合わせ、同行は「当社の資金調達において不可欠であり、代替性がない程度に依存している者」という基準には該当しないこと、また、同行は2018年12月31日現在における当社の大株主の1社であります。同基準に定める「当社の直近の事業年度末における議決権10%以上を直接又は間接的に保有する者」という基準には該当しないこと、さらに、同氏が同行の業務執行者を退任してから7年以上経過していることから、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、独立委員会の委員として適任であるものと判断しております。

[氏名] 青山 藤詞郎 (あおやま とうじろう)
 当社社外監査役

[生年月日] 1951年8月29日

[略歴] 1979年3月 慶應義塾大学工学博士
 1988年4月 同大学理工学部機械工学科助教授
 1995年4月 同大学理工学部機械工学科教授
 1996年4月 同大学理工学部システムデザイン工学科教授
 2009年7月 同大学理工学部長・理工学研究科委員長
 2015年6月 DMG森精機株式会社社外取締役 (現任)
 2016年3月 公益社団法人精密工学会会長
 2017年3月 当社社外監査役 (現任)
 2017年4月 慶應義塾大学名誉教授
 2017年5月 学校法人慶應義塾常任理事 (現任)

※青山藤詞郎氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

なお、同氏は、本総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決されれば、2019年3月28日付で、当社の社外監査役を辞任し、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役に就任する予定です。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類等

監査報告

株主総会参考書類

[氏名] 梶川 融 (かじかわ とおる)
当社社外監査役

[生年月日] 1951年9月24日

[略歴] 1976年10月 監査法人中央会計事務所入所
1979年9月 公認会計士登録
1990年5月 株式会社柿安本店監査役
1990年9月 太陽監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 代表社員
1997年6月 株式会社柿安本店社外監査役 (現任)
2000年7月 太陽監査法人総括代表社員
2005年4月 青山学院大学大学院教授
2010年4月 同大学大学院客員教授 (現任)
2014年6月 キッコーマン株式会社社外監査役 (現任)
2014年7月 太陽ASG有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) 代表社員
会長 (現任)
2017年3月 当社社外監査役 (現任)

※梶川融氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役です。

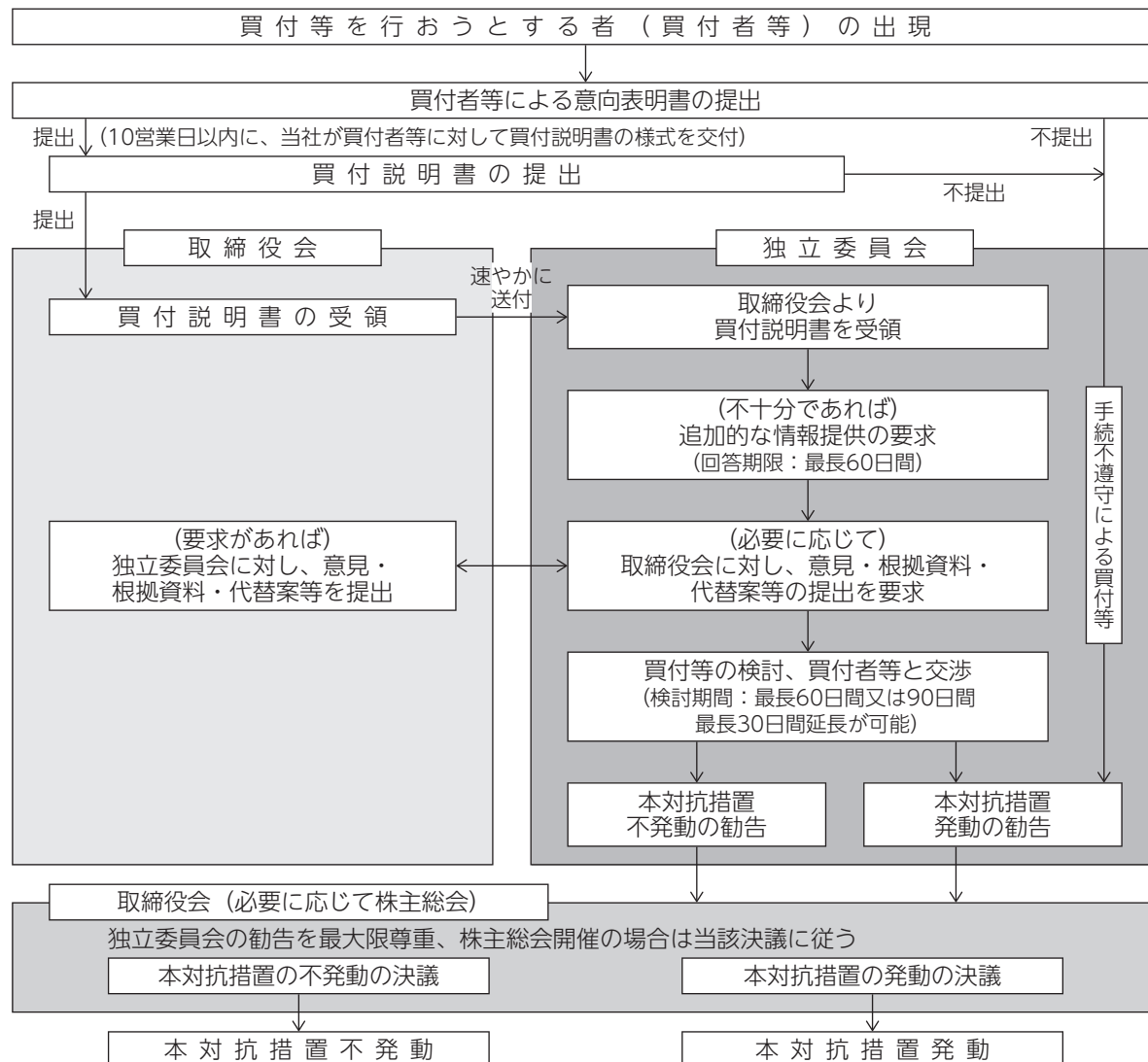
以上

当社の大株主の状況 (2018年12月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 横 浜 銀 行	29,924百株	5.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	29,496	4.95
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	26,284	4.41
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	25,337	4.25
三井住友信託銀行株式会社	25,000	4.20
三 菱 鉛 筆 取 引 先 持 株 会	24,228	4.07
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	23,440	3.93
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	19,030	3.19
三井住友海上火災保険株式会社	19,030	3.19
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	17,994	3.02

※上記のほか、当社は自己株式を47,780百株保有しております。また、上記「持株比率」は、発行済株式総数から当社の保有する自己株式を控除して算出しております。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ



(注) 本図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照下さい。

株主総会会場ご案内略図

品川区立総合区民会館（きゅりあん） 7階イベントホール

東京都品川区東大井五丁目18番1号

電話 03 (5479) 4100



交通 JR京浜東北線大井町駅中央口(アトレ側)、りんかい線大井町駅
A1出口又は東急大井町線大井町駅から徒歩2～3分
会場地下に駐車場(有料)がありますが、混雑が予想されます
ので、なるべく電車・バスをご利用願います。
(注) LABI(ヤマダ電機)住まいる家電館の上です。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。